様式第十二（第46条第２項関係）（令元経産令31・令２経産令92・一部改正）

年度　　期 放射性物質濃度等報告書	
鉱山名 （鉱種）	（　　）
所在地（電話）	
鉱業権者名	

1　線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度

測定箇所			管理区域				管理区域外			
線量当量率	前半の３月間 月～月	平均値								
		最高値								
	後半の３月間 月～月	平均値								
		最高値								
空気中の放射性物質の濃度	放射性物質の種類									
	前半の３月間 月～月	平均値								
		最高値								
	後半の３月間 月～月	平均値								
		最高値								

2　水の中の放射性物質の濃度

測定箇所		放流前の坑廃水	坑廃水と合流する前の河川	坑廃水と合流した後の河川	削岩用水
放射性物質の種類					
前半の3月間　月～月	平均値				
	最高値				
後半の3月間　月～月	平均値				
	最高値				

3　放射線業務従事者の１年間の線量分布（４月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。）

１年間の線量当量 (mSv)	５以下	５を超え15以下	15を超え20以下	20を超え25以下	25を超え50以下	50を超えるもの	計
放射線業務従事者数（人）							

4　女子（妊娠不能と診断されたもの及び妊娠の意志のない旨を鉱業権者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の３月間の線量分布

３月間の線量当量 (mSv)		１以下	１を超え２以下	２を超え５以下	５を超えるもの	計
放射線業務従事者数（人）	前半の3月間　月～月					
	後半の3月間　月～月					

年　　月　　日

産業保安監督部長　殿

鉱業権者名

備考⑴　３については、４月１日から翌年の３月31日までの期間について記載し、その他については、４月１日から９月30日までの期間又は10月１日から翌年の３月31日までの期間について記載すること。

⑵　報告は当該期間経過後の１月以内に行うこと。

⑶　３については、４月30日までに報告すべき報告書に限り提出すること。

⑷　「測定箇所」については保安規程に定められた箇所別に記載すること。

⑸　「最高値」については３月以内において、保安規程に定められた期間についての平均濃度の各３月間における最高値を記載すること。

⑹　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。